

機械器具 25 医療用鏡 管理医療機器 硬性膀胱尿道鏡 JMDN コード 36652000
(再使用可能な高周波処置用内視鏡能動器具 JMDN コード 70164010)
(再使用可能な内視鏡用非能動処置具 JMDN コード 38818000)
(内視鏡用硬性生検鉗子 JMDN コード 35732000)
(内視鏡用部品アダプタ JMDN コード 37090010)
(内視鏡用シース JMDN コード 37086000)
(内視鏡用オプチュレータ JMDN コード 35692000)

特定保守管理医療機器

OES Pro 膀胱尿道鏡

** [A22000A 光学視管 0° Φ4mm]
** [A22004A 光学視管 110° Φ4mm]
[A22005A 光学視管 30° Φ4mm (広角)]

【形状・構造及び原理等】

構造・構成ユニット

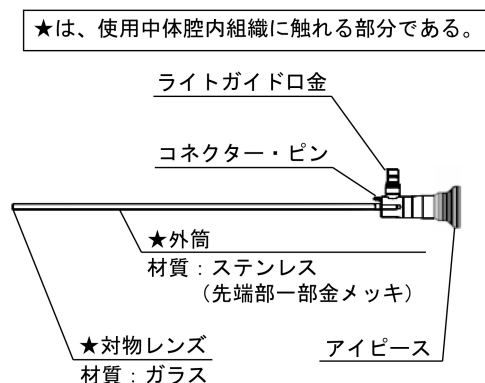
**1.構成

OES Pro 膀胱尿道鏡は、次の構成部品がある。

- ・ A22000A 光学視管 0° Φ4mm
- ・ A22004A 光学視管 110° Φ4mm
- ・ A22005A 光学視管 30° Φ4mm (広角)

注) 本製品は単品または任意の組み合わせで製造販売する場合がある。

2.各部の名称



**3.仕様

	視野方向	視野角	挿入部 有効長	挿入部 最大径
A22000A	0°	60°	280mm	Φ4.05mm
A22004A	110°	65°	275.5mm	Φ4.05mm
A22005A	30°	90°	280mm	Φ4.05mm

この挿入部最大径および有効長だけによって選択された機器に、組み合わせの互換性があることを保証するものではない。

作動・動作原理

光源装置から得られた照明下、対物レンズから得られた画像を接眼レンズに導き、肉眼あるいはTVモニターにより観察する。

**【使用目的又は効果】

使用目的

本製品は、光学視管、ブリッジ、シースをセットして尿道・膀胱に挿入させて、観察・診断・検査を行なうことを目的とする。

***【使用方法等】

使用方法

1.挿入

- (1)尿道、膀胱に潤滑油を塗布したシースをマンドリンと組み合わせて挿入する。
- (2)挿入の際、必要であれば光学視管と組み合わせた光学マンドリンをシースに挿入して、尿道、膀胱を観察しながら挿入する。

2.観察、処置

- (1)マンドリンをシースから抜いて、ブリッジまたはヘーベル付きブリッジなどを光学視管と組み合わせてシースに挿入し、尿道、膀胱内を観察する。
- (2)必要であればブリッジにカテーテル、鉗子を通して検査診断を行う。
- (3)大きい体腔組織片を採取したいときや結石など把持するときは、ブリッジや光学視管を一度引き抜き、大型鉗子に、光学視管を接続して、シースに挿入する。

3.引き抜き

引き抜く際は、ブリッジや光学視管を先にシースから抜いて、ついでマンドリンをシースに挿入してから尿道、膀胱より引き抜く。

使用方法に関する詳細については、本製品の『取扱説明書』の「使用方法」を参照すること。

組み合わせて使用する医療機器

本製品は、以下の機器または同等品と接続して用いる。

組み合わせ機器	商品記号	販売名	医療機器承認番号 または届出番号
ライトガイド	WA03300A	LG ケーブル	13B1X00277000 559
ブリッジ	A20976A	OES Pro 膀胱尿道鏡	21500BZY00344 000
ヘーベル付き ブリッジ	A20971A A20972A		
カメラヘッド	OTV- S7ProH- HD-10E	HD カメラヘッド (オートクレー ブ対応) OTV- S7ProH-HD-10E	13B1X00277000 241

使用方法等に関連する使用上の注意

- 1.ライトガイドコネクター先端の部品が緩むおそれがあるため、ライトガイドコネクター部分に負荷をかけないこと。
- 2.カメラヘッドを付けて観察しているときに、なんらかの理由で画像が消えたり、フリーズ状態から戻らないなどの異常が生じ、復帰の方法がわからないときは、ビデオシステム装置の電源をいったん OFF にし、再度 ON にすること。それでも正常に戻らず、観察ができない場合は、直ちにビデオシステム装置の電源を OFF にし、カメラヘッドを本製品からはずして、本製品を直接のぞきながら、患者からゆっくり本製品を引き抜き、使用を中止すること。また各種処置具を使用しているときには、安全な方法で処置具を引き抜いてから本製品を引き抜くこと。

本製品の取扱説明書およびシステムガイド内視鏡下手術を必ず参照してください。

*【使用上の注意】

重要な基本的注意

一般的事項

- 1.本製品を用いた観察、診断、処置は術野が確保された状態で慎重に行うこと。また、挿抜時はまっすぐゆっくり行うこと。
- 2.本製品は出荷時には滅菌していない。初回の使用前に、【保守・点検に係る事項】の指示に従って洗浄、消毒、滅菌すること。
- 3.本製品から照明光が出ているときに、本製品の先端部を正面から見ないこと。また、光源装置の電源スイッチを入れるときは、本製品の先端部をのぞき込まないこと。
- 4.自動調光機能が付いていない光源装置を使用する場合は、光量ができる限り下げた状態で観察すること。
- 5.光源装置を切らないでライトガイドケーブルから本製品をはずすと照明光が最大となるため、ライトガイドケーブルから本製品をはずす前に、必ず光源装置の電源を切ること。
- 6.照明は必要最低限度の明るさで使用し本製品先端部を長時間粘膜に接近させないこと。[光源装置の光量を上げると、本製品先端部の表面温度が41℃を超え、熱傷を起こすおそれがある。]

不具合

その他の不具合

破損、損傷、レンズの割れ

有害事象

その他の有害事象

感染、やけど、穿孔

*【保管方法及び有効期間等】

保管方法

使用後は本製品の『取扱説明書』に従い、洗浄、消毒、滅菌を行い、保管すること。

耐用期間

- 1.本製品の耐用期間は製造出荷後（納品後）8年であり、耐用期間の間に本添付文書や本製品の『取扱説明書』に示す使用前点検および定期点検を実施し、点検結果により修理またはオーバーホールを必要であれば実施すること（自己認証（当社データ）による）。
- 2.本製品から分解可能な部品は消耗品（修理不可能）であり、本添付文書に従って使用前点検および定期点検を実施し、必要であれば新品と交換すること。

*【保守・点検に係る事項】

洗浄、消毒、滅菌

- 1.毎症例後直ちに、1個1個別々に洗浄、消毒、滅菌を行うこと。手順および条件は、本製品の『取扱説明書』の記載に従うこと。また、使用現場から洗浄を行う場所へ運搬時は、付着物を柔らかいガーゼでふき取り、機器を分解して容器に収納し、運ぶこと。
- 2.本製品の『取扱説明書』に記載の、洗浄、消毒、滅菌に使用できる薬剤を使用すること。それ以外の薬剤については、オリンパスに問い合わせること。潤滑剤の使用は必要最小限にすること。
- 3.本製品は、滅菌の前に十分に洗浄、消毒、乾燥させ、滅菌効果を妨げる微生物や有機物を除去すること。
- 4.残留液を洗い流す際は滅菌水を使用すること。滅菌水を使用できない場合は、飲料水またはフィルターによって微生物が除去された水を使用すること。
- 5.下記の手順で用手洗浄を行うこと。
 - (1)本製品を水（20℃以下）で洗浄する。
 - (2)汚れが落ちにくい場合には、医療用で低泡性の中性洗剤を使い、ぬるま湯の中で洗浄する。なお、洗浄時に洗浄液を過度に泡立たせないようにすること。
 - (3)目視で、付着物がすべて除去されるまで、上記洗浄作業を続ける。
 - (4)本製品を洗浄した後、滅菌水で洗浄液を洗い流す。
 - (5)本製品を水切りする。
 - (6)ガーゼなどを使って残っている水をふき取る。

6.下記の手順で高圧蒸気滅菌を行うこと。

前真空排気工程付き高圧蒸気滅菌装置を使用し、前真空排気工程の後、機器を134℃で5分間高圧蒸気滅菌することを推奨している。また、高圧蒸気滅菌の温度は138℃を超えないこと。132℃、60分の高圧蒸気滅菌に対する耐久性を保証していない。なお、高圧蒸気滅菌可能な当社の製品は、以下の規格に基づいた高圧蒸気滅菌ができる構造になっている。

- 米国規格 ANSI/AAMI ST46:1993
- 英国規格 BS 3970
- 欧州規格 EN 285

(1)本製品を適切な滅菌用トレイに収納し、滅菌用トレイごと滅菌バックに封入後、高圧蒸気滅菌を行う。

(2)高圧蒸気滅菌後、冷水や冷却装置を使わずに室温まで冷却する。温度が急激に変化すると、機器が損傷するおそれがある。

7.本製品をフタール製剤で消毒しないこと。

8.本添付文書および本製品の『取扱説明書』に記載している洗浄、消毒、滅菌方法では、クロイツフェルト・ヤコブ病の病因物質とされているプリオンを消失もしくは不活化することはできない。クロイツフェルト・ヤコブ病または変異型クロイツフェルト・ヤコブ病患者に本製品を使用する場合は、クロイツフェルト・ヤコブ病または変異型クロイツフェルト・ヤコブ病患者専用の機器として使用するか、使用後に適切な方法で廃棄すること。クロイツフェルト・ヤコブ病への対応方法は、種々のガイドラインに従うこと。なお、本製品は、一般に示されている、プリオンを消失もしくは不活化する方法に対する耐久性が全くない、または、十分な耐久性がない。

使用者による保守点検事項

使用前および定期点検（6か月または100症例に一度）において、以下の事項を点検すること。点検結果により修理またはオーバーホールを実施すること。

- 1.製品に、腐食、へこみ、亀裂、曲がり、スリキズがないこと。
- 2.洗浄剤や消毒剤が残っていないこと。
- 3.不足の部品や緩んでいる部品がないこと。
- 4.対物レンズのカバーガラス、接眼レンズのカバーガラス、ライトガイド取付部やそのほかの部位に汚れがないこと。
- 5.レンズ自体の欠け、レンズ周辺の欠け、レンズ周辺のすきま、レンズの異常な飛び出しがないこと。
- 6.対物レンズから指定距離離れたところにある被写体が、本製品を通して鮮明に見えること（指定距離は本製品の『取扱説明書』の「点検」の項を参照のこと）。
- 7.ライトガイド口金から先端部に光が効率的に伝送されていることを確認すること。不確かな場合は、新しい光学視管と比較すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売元：

オリンパスメディカルシステムズ株式会社

〒192-8507 東京都八王子市石川町 2951

お問い合わせ先

TEL 0120-41-7149（内視鏡お客様相談センター）

外国製造元：

オリンパス ウィンター アンド イベ社

OLYMPUS WINTER & IBE GMBH

国名：ドイツ連邦共和国

本製品の取扱説明書およびシステムガイド内視鏡下手術を必ず参照してください。